

## 放課後等デイサービス ポテンシャル小豆餅 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社ユーモアの設置運営するポテンシャル 小豆餅（以下「事業所」という）が行う指定放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 浜松市児童福祉法施行条例に定める内容ほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ポテンシャル 小豆餅
- 二 所在地 浜松市中央区小豆餅4丁目1番18号

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 二 児童発達支援管理責任者 1名（常勤・兼務）  
児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はそ

の家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

三 指導員（保育士・児童指導員） 4名以上（常勤・専従）

放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

四 訪問支援員 1名以上（常勤・兼務）

訪問支援員は、保育所等訪問支援計画に基づき利用者に対して、訪問等による支援を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日（サービス提供日） 月曜日から土曜日

但し、年末年始、臨時休業等の事業所が設定する休業日を除く

二 営業時間

（平日） 14時00分から18時30分

（土曜日、祝日、及び学校休暇期間）

9時30分から16時30分

保育所等訪問支援事業

（平日） 11時00分から14時00分

三 サービス提供時間

（平日） 14時00分から18時30分まで

（土曜日、祝日、及び学校休暇期間）

9時30分から16時30分まで

保育所等訪問支援事業

（平日） 11時00分から14時00分

（指定放課後等デイサービスの利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は20名とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、身体障害、知的障害、発達障害とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 個別療育  
療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。
- 二 集団療育  
療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。
- 三 関係機関との連携  
保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎サービス  
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。
- 六 相談、助言に関すること  
障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(保育所等訪問支援の内容)

第9条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 保育所等訪問支援計画書の作成
- 二 基本事業
  - (ア) 障害児本人に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）
  - (イ) 訪問先施設の保育士等に対する支援（支援方法等の指導）

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第10条 指定放課後等デイサービスまたは、保育所等訪問支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が法定代理受領サービスであるときは、各市町村が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

- 二 実費  
定率負担額以外の、食材費・光熱水費・外出経費などの費用は給付費支給の対象ではありませんので、それに要した実費の料金を別途事前にお知らせします。なお、実費が多く発生する外出等の場合、その都度保護者へ説明を行い了解を得た場合に実施します。
  - ① 障害児通所給付費から支給されない昼食代、交通費等の日常生活上必要な費用

② 複写物の交付（10円／枚。領収書を発行いたします。）

③ 各種証明書の発行（利用証明書等 100円／部）

④ 時間外利用（タイムケア型 10分／200円）

\*実費負担額を変更する場合は原則としてその1ヶ月前までにご説明いたします。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域。

浜松市中央区（北地区、曳馬地区、萩丘地区、東地区、積志地区、長上地区）

三方原地区）

浜松市浜名区（浜名地区）

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 障害児が指定放課後等デイサービス、または保育所等訪問支援の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

一 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

二 障害児が、他の障害児の生命、心身共に、財物（金銭の貸し借り）、信用を傷つけることなどは一切禁止する。

三 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は、現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合は速やかに施設従業者への連絡、相談を行うこと。

（緊急時等における対応方法）

第13条 従業者は、指定放課後等デイサービス、または保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関及び保護者への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第14条 指定放課後等デイサービス、または保育所等訪問支援の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難及び保護者への連絡等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。また、訓練の実施にあたり、地域住民との連携に努めるものとする。

(契約時の文書の交付)

第15条 保護者に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

- 2 契約締結に際しては、提供する指定放課後等デイサービス、または保育所等訪問支援の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第16条 指定放課後等デイサービス、または保育所等訪問支援を提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完了の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第17条 管理者は、従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後6か月以内
- 二 継続研修 年1回

(衛生管理)

第18条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第19条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第20条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 二 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第21条 指定放課後等デイサービス、または保育所等訪問支援の提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その

他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

二 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

三 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 虐待防止責任者の設置

(3) 虐待防止委員会の設置及び定期的な委員会の開催

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第24条 事業所は、放課後等デイサービス、または保育所等訪問支援の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所は、当該事業所従業者等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、身体拘束等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、

研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後12月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 身体拘束に関する研修 年1回

第26条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社ユーモアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

この規程の変更は、令和5年5月1日から施行する。

この規程の変更は、令和6年1月1日から施行する。